

議 案 第 40 号

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を別紙  
のように定める。

平成24年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、本  
市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めるため。

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する  
条例

松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第44条」を「第45条」に、「第45条」を「第46条」に改める。

第45条を第46条とする。

第6章中第44条を第45条とし、第43条の次に次の1条を加える。

（技術管理者の資格）

第44条 法第21条第3項の規定により条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目

を修めて卒業した後、４年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、５年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、６年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、７年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) １０年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

#### 附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。